

令和8年 中間市農業委員会総会（4月）議事録

1. 開催日時 令和8年4月13日（月）10時00分開会～10時40分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄
4番 日高 靖 5番 植本 壽 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 3名 原口 佳三、柴田 広辞、阿部 伊智雄
6. 事務局 3名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本
7. 議事日程について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
協議事項第1号 中間市農業委員会会長職務代理者（副会長）について
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）

【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和8年4月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますが、一部順番を変更して行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まずはじめに議決事項を議題といたします。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料10ページをお開きください。議案第6号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」です。こちらにつきましては、農地中間管理機構を活用して所有者が農業者へ農地を貸す手続きとなっております。今回15件申請されておりますのでご説明します。

1件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇。面積1,559㎡。所有者〇〇〇〇。

住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月15日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料10,100円。支払方法口座振替。こちらは所有者が既に無くなっているため、子が代表で手続きをしております。2件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇他6筆。面積合計11,771㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月15日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料10,100円。支払方法口座振替。3件目。農地の所在中間市大字上底井野字〇〇〇〇他1筆。面積合計1,144㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。4件目。農地の所在中間市大字下大隈字〇〇〇〇他1筆。面積合計4,000㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料12,900円。支払方法口座振替。5件目。農地の所在中間市大字中底井野字〇〇〇〇。面積984㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。6件目。農地の所在中間市大字下大隈字〇〇〇〇他12筆。面積合計9,288㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和11年5月30日までの3年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生しません。7件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇。面積983㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は9,900円。支払方法は口座振替。

8件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇他6筆。面積合計8,243㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,000円。支払方法は口座振替。こちらにつきましては、所有者が亡くなっているため、子が代表で申請しております。9件目。農地の所在中間市大字上底井野字〇〇〇〇。面積1,242㎡。所有者〇〇〇〇。住所大阪府池田市〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇

○。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,300円。支払方法は口座振替。10件目。農地の所在中間市大字上底井野字〇〇〇〇。面積1,800㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,000円。支払方法は口座振替。11件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇。面積47㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。12件目。農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇他1筆。面積合計2,375㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。こちらにつきましては、所有者が亡くなっているため、子が代表で申請しております。13件目。農地の所在中間市大字垣生字八人町〇〇〇〇他1筆。面積合計1,488㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市中央一丁目〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。14件目。農地の所在中間市大字中底井野字〇〇〇〇他2筆。面積合計6,163㎡。所有者〇〇〇〇。住所北九州市若松区〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。15件目。農地の所在中間市大字中底井野字〇〇〇〇他1筆。面積合計6,873㎡。所有者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町大字老良〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町老良〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年6月1日から令和18年4月30日までの9年11ヶ月。10aあたりの賃借料は10,100円。支払方法は口座振替。ただいまご説明した農地につきましては、17ページから27ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。
ちなみに最後の15件目の案件ですが、所有者及び耕作者は市外ですが、対象農地が中間市であるため、案件として上がっております。

〇〇議長：他に意見等はないでしょうか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第6号を終わります。次に議案第7号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料33ページをお開き下さい。議案第7号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」です。こちらは毎年の最適化活動の目標を設定し、翌年度結果を集計して報告することとなっております。今年度の計画案を作成いたしましたのでご説明します。農業委員会の状況は、令和8年4月1日時点で定数7名となっておりますが、現状としては6名となっております。任期は令和8年7月19日となっております。次に2農家・農地等の概要は、直近の農林業センサスを基に作成しており、認定農業者数につきましては23経営体。集落営農組織は1経営体となっております。耕地面積は田260ha。畑12haで合計272haとなっております。

次に34ページをお開きください。最適化活動の目標についてです。

(1) 最適化活動の成果目標は、農地の集積現状及び課題は、管内の農地面積272haに対して、集積面積189ha。集積69.5%となっております。

課題としては、農業従事者の高齢化等により、離農者の耕作地を後継者や地域の担い手等に受け継ぐことが重要であるが、地域の担い手の確保及び担い手への集積が課題となっております。

②の目標については、福岡県が令和10年度までに集積率80%となるよう目標が立てられています。そのため、本市も同様に令和10年度までに集積率80%となるよう今後3年間で7haずつ担い手へ集積していけば目標に達成出来る想定としておりますので、今年度の新規集積面積7ha、今年度末の集積面積の累計196ha。今年度末目標の集積率72.1%としています。

(2) 遊休農地の解消については、中間市は緑区分の遊休農地は無く、黄区分の遊休農地面積2.3ha。課題については、新規の遊休農地の発生は抑制できているが、長期間遊休農地となっている農地の解消に係る費用面等の問題により、解消困難となっていることが課題となっております。

目標については、伸びている草を刈り、耕せば農地として利用できる緑区分は市内にはありませんので0となります。黄区分については、現状の2.3haは所有者の意向を確認しつつ、耕作出来る状態への可能性等を検討しながら解消に向けた工程を組んでいくことを目標としております。

35ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進については、現状は課題に書いてあるとおり、各地区の農業者が協力して農地の耕作を行っているため、新規参入者に提供できる農地が市内に無いことが要因で新規参入が進んでいない状況です。目標としましては前回〇〇〇〇委員がもし、新規参入の希望者がいれば農地の提供について相談を受けるとの申し出をいただいているのと、今は撤廃されておりますが、国が農業を生業としていくうえで必要な農地の面積としていた最低下限面積である5,000㎡を目標としてあげております

2の(1)の最適化活動の活動目標について、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は1人当たり活動日数を月5日。例年どおりの日数を上げております。最適化活動を行う農業委員は7名、農地利用最適化推進委員3名で現状の委員数と異なっておりますが、これが年間の計画となっているのと、令和8年7月20日に農業委員等の改選によって委員数が定数となりますので、現状の委員数ではなく委員定数であげております。

(2) 活動強化月間の設定目標については、活動強化月間の設定回数3回。取組時期は8月農地パトロール等で把握した遊休農地の解消に向け、農地中間管理機構との協議や担い手へのあっせんを行います。12月と2月に農地利用意向把握等の情報収集や市の広報等で所有者に向けた農地の売買及び利用権設定に関する周知等を行う予定としています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、現状1回としております。これは昨年度は普及指導センターの方を講師として新規就農者の相談を受けるための研修会を開催しております。今年度につきましても、改選によって委員等が新たになりますので同様の研修を行う予定で普及指導センターと調整いたします。その他、関係機関等が開催する新規就農に関する研修会等があれば、農業委員等へ参加を促し、参加回数は増えますが、目標としては開催予定の1回としております。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、私から補足いたします。

34ページの最適化活動の集積率についてです。最近はほぼ横ばいであまり、変わらない状況です。この集積とは所有地と農地中間管理機構や農地法で利用権設定を行った農地であって、相対でされている分は含まれていません。相対となっている理由の一つが相続登記が出来ていないためです。法改正で相続登記が義務化されておりますし、その分が含まれていけば更に集積率が上がっていくので農業委員、推進委員の皆様は相続登記に関する推進も行っていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

35ページの新規参入につきましても、私が聞いた話では問合せはあるけれど家庭菜園レベルで農地を借りたいという相談が多く、農業を生業として経営して

いくために借りたいという相談はなかなか無いんですよ。土地が空いていないということもあってなかなか進んでいないということも現状ですので、先を見据えて新規参入にも取り組んでいく必要があります。将来、農業人口も減る一方ですので、研修会等を進めて新しい農業委員等へも取組を進めて行ければと思います。それでは、皆様、本件について何かご意見等はありませんか。

〇〇議長：無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第7号を終わります。次に協議事項について議題といたします。協議事項第1号「中間市農業委員会会長職務代理者（副会長）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料38ページをご覧ください。協議事項第1号「中間市農業委員会会長職務代理者（副会長）について」です。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、農業委員会会長職務代理者（副会長）を置くことが出来るとなっております。現時点において副会長職がない状況となっております。議長である〇〇委員は専業農家であり、議案によっては一時退室となる場合があります。その時は議事進行を副会長が担っていることから今後、任期満了となる7月までの間、会長が欠席等となった場合に対応できるよう副会長職を置いた方が良く、どなたかなっていただければと事務局から提案いたします。また、事務処理の関係で5月1日からとさせていただきますと思っております。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：もし、〇〇委員がいない場合は、開催できない可能性があることから置いた方がいいと思います。

〇〇議長：最初は代理者のようなものをおいておこうかと思っておりましたが、それなら副会長として置いておいた方がいいだろうということですね。

もし、どなたか立候補者がいらっしゃったらお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

〇〇議長：いらっしゃらないようでしたら、どなたか推薦していただきたいと思っております。

〇〇委員：はい。〇〇委員を推薦します。

〇〇議長：〇〇委員との声が上がりましたが、他にいらっしゃいますでしょうか。
私は個人的には〇〇委員を推薦したいと思っております。

〇〇委員：私も〇〇委員がいいと思います。

〇〇議長：〇〇委員は中立委員でもありますので、それ以外の農業委員としたら案件によって退室する可能性も低い〇〇委員がと思っております。

〇〇委員：それは確かに一理あります。

〇〇議長：皆さんどうでしょうか。

(全員拍手)

〇〇議長：それでは全員賛成となりましたので、〇〇委員が副会長として承認いたします。
〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇議長：以上で協議事項第1号を終わります。

次に報告事項についてを議題といたします。

報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」です。所有者と地目の両方を変更する手続きとなります。今回3件届出がなされていますので、ご説明いたします。

農地の所在中間市朝霧四丁目〇〇〇〇。面積335㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所北九州市小倉北区井堀〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市朝霧〇〇〇〇。転用目的は露天資材置き場となっています。続いて2件目です。農地の所在中間市長津三丁目851。面積1,425㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市岩瀬二丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市長津三丁目〇〇〇〇。転用目的は資材置き場となっています。続いて3件目です。農地の所在中間市土手ノ内三丁目〇〇〇〇。面積51㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所北九州市八幡西区藤原二丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市土手ノ内〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場となっています。今

ご説明した農地の位置図及び写真を3ページから5ページに載せておりますのでご確認ください。1件目につきましては、3ページに載せている写真のとおり、現状が既に農地として使われていないため、2ページに顛末書を添えて提出していただいております。

説明は以上です。

〇〇議長：事務局の説明がありました。本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：1件目ですが、令和7年からと書かれておりますが現状を見に行ったらめだかの養殖場のようになっていて、1年前からではないように感じました。

〇〇議長：他にないでしょうか。無いようですのでこれで報告第1号を終わります。続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

〇〇議長：無いようですので「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇委員、〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。